

原子力科学研究所周辺監視区域及び敷地境界の変更に伴う原子力事業者防災業務計画について

1. 経緯

日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）の新規制基準適合に伴い、今回、防潮堤（北部西側区間）の設置工事のため周辺監視区域境界が変更になる。これに併せて、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（以下「原科研」という。）において、原子炉施設保安規定、核燃料物質使用施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請が認可され、令和 4 年 9 月 20 日付けにて原科研の周辺監視区域境界の変更が施行されることになった。

なお、原子力事業者防災業務計画においては、令和 4 年 12 月にも原電防潮堤（南部東側）の安全性向上対策工事に係る作業用地確保に伴い、原科研の周辺監視区域境界を変更するため、本件と併せて令和 4 年 12 月に当該計画の変更を考えている。

2. 保安規定の変更認可申請、認可、施行の時系列

- ・令和 4 年 3 月 31 日 原子炉施設保安規定、核燃料物質使用施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請
- ・令和 4 年 7 月 22 日 廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請の補正
- ・令和 4 年 8 月 5 日 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設保安規定の変更認可
- ・令和 4 年 8 月 23 日 廃棄物埋設施設保安規定の変更認可
- ・令和 4 年 9 月 7 日 原子炉施設保安規定、核燃料物質使用施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定の施行(施行日を定める達)
- ・令和 4 年 9 月 20 日 原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設保安規定の施行（周辺監視区域境界の変更）

3. 周辺監視区域境界及び敷地境界の変更について

周辺監視区域境界の変更内容については、添付の資料 1 「原科研原子力事業者防災業務計画の新旧対照表（案）」のとおり。

なお、令和 4 年 12 月にも原電防潮堤（南部東側）の安全性向上対策工事に係る作業用地確保に伴い、周辺監視区域境界の変更を予定しているため、再度原科研の周辺監視区域境界を変更することになる。（添付の資料 2 「周辺監視区域変更計画図」参照）

4. 周辺監視区域境界での線量評価

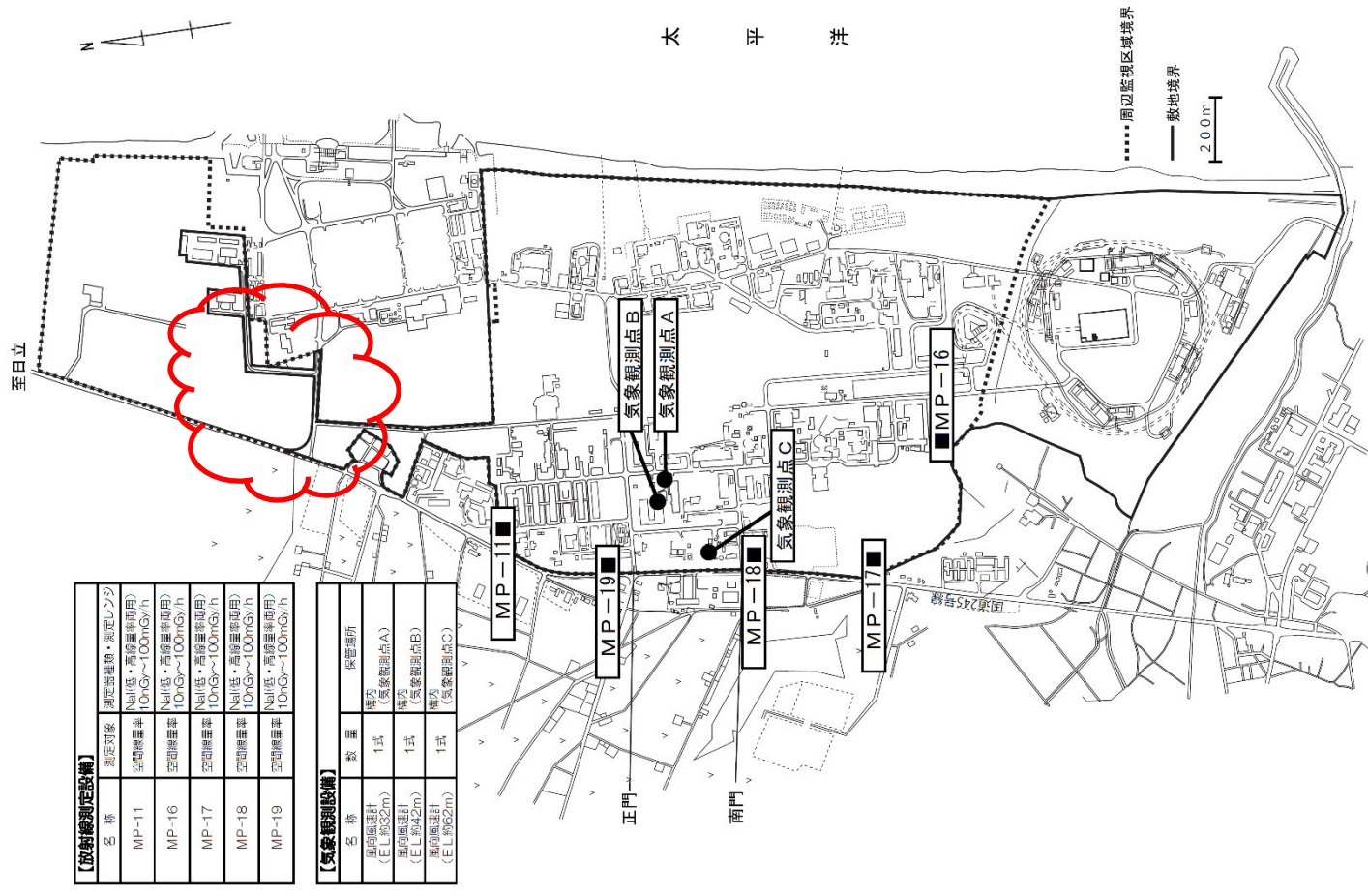
周辺監視区域変更に伴い変更する周辺監視区域境界付近において、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原科研の施設からの実効線量が 1 年間につき 1 mSv を超えるおそれのないことを、確認している。

以上

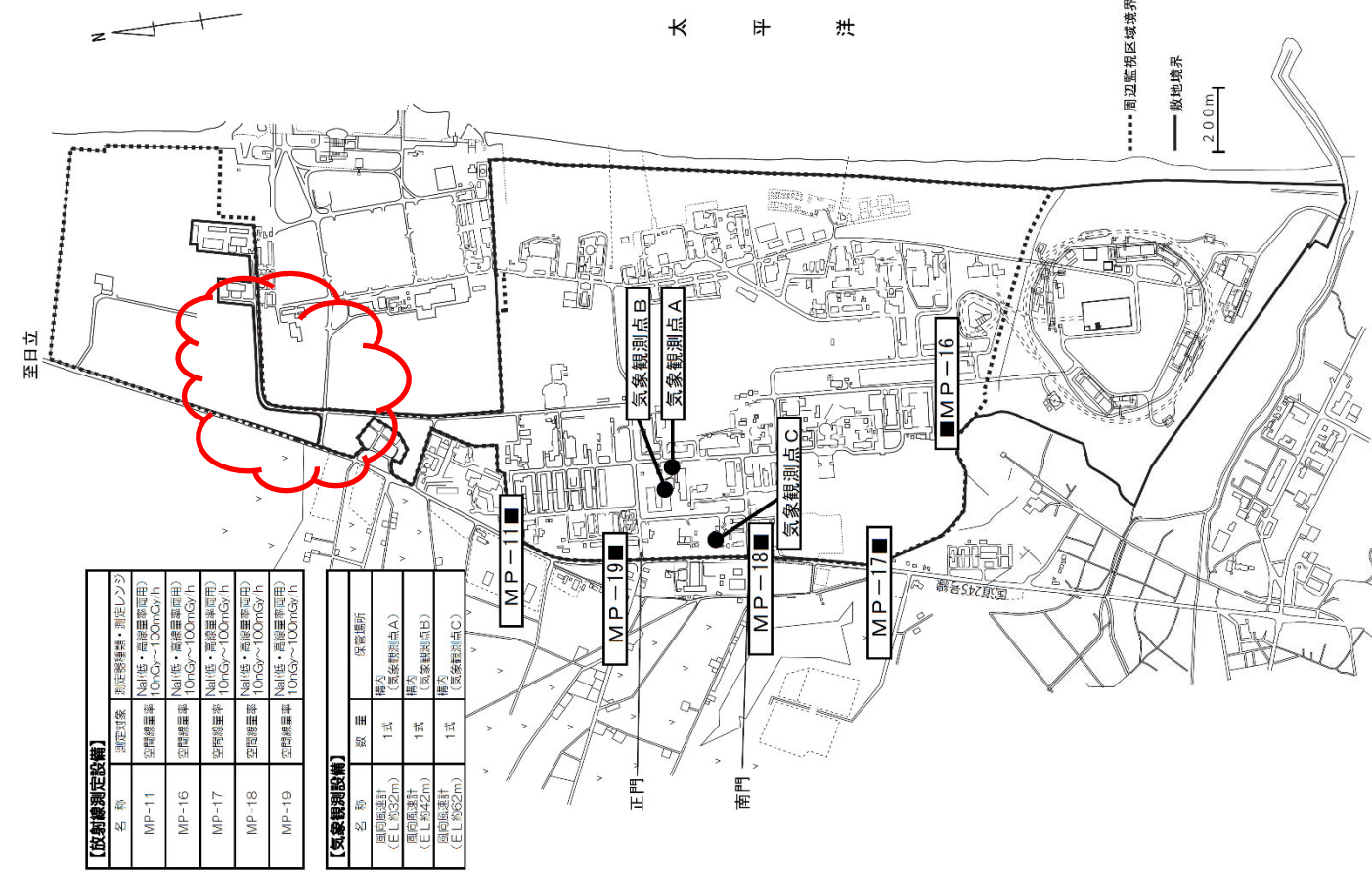
現行

修正後

備考

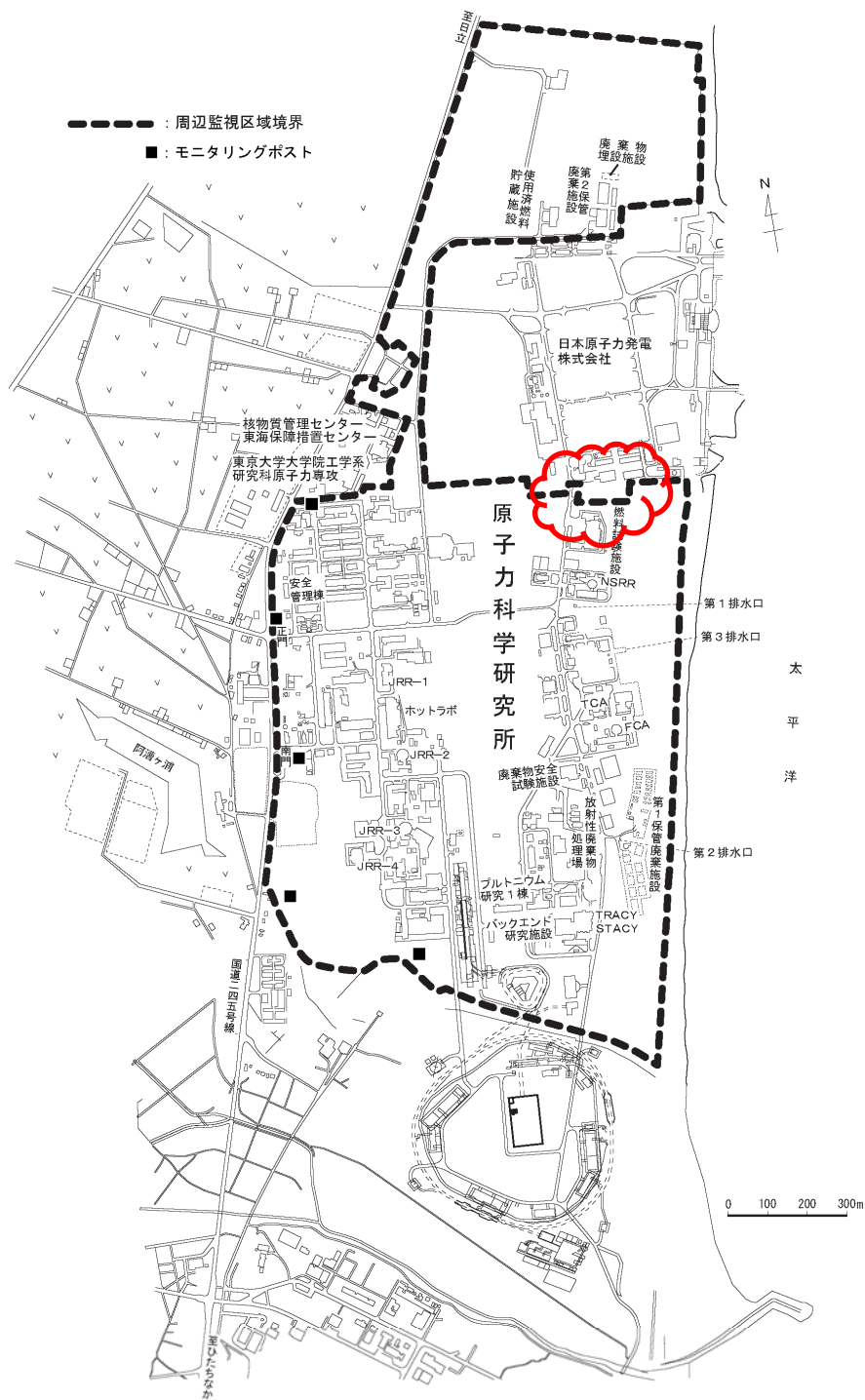


別図-3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備




：原電防潮堤工事に伴う周辺監視区域境界及び敷地境界の変更（以降、別図-4、別図-5、別表-1も同様）

別図-3 原子力科学研究所敷地周辺の放射線測定設備



周辺監視区域変更計画図

( : 変更箇所を示す。)